

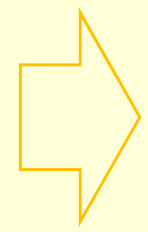
# 平成28年度診療報酬改定における地域加算の見直しについて

## 地域加算の見直し

➤ 診療報酬上の地域加算について、国家公務員の地域手当の見直しに伴い対象地域等を見直し。

【平成28年度改定前】

地域加算(1日につき)	点数
1級地	18点
2級地	15点
3級地	12点
4級地	10点
5級地	6点
6級地	3点



【平成28年度改定後】

地域加算(1日につき)	点数
1級地	<u>18点</u>
2級地	<u>15点</u>
3級地	<u>14点</u>
4級地	<u>11点</u>
5級地	<u>9点</u>
6級地	<u>5点</u>
<b>(新)7級地</b>	<u>3点</u>

対象地域は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域とする。